



行楽期の火災予防月間

平成29年4月15日(土)～5月14日(日)



たばこの投げ捨て × ゴミ焼き × 火遊び ×

消防本部では、例年4月15日から5月14日までの1ヶ月間を、「行楽期の火災予防月間」と位置付けています。

行楽期を迎えるこの時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹く等、**山火事が発生しやすい気象状態**となることから、広く住民や登山者などに山火事予防意識の普及啓発を図っています。

以下の**3つの禁止**を守り、共に山火事の発生を予防しましょう。

たばこの投げ捨て
禁止！

言語道断！たばこの投げ捨ては直接火事の原因となります。喫煙する場合は、灰皿のある場所とし、入山時は、携帯灰皿を携行するなどしましょう。

ゴミ焼き**禁止！**

ゴミ焼きは法令で禁止されています。ゴミ以外で、枯草や剪定した枝等を屋外で焼却する場合は、関係機関に確認のうえ、最寄りの消防署(出張所)にその旨を届け出ましょう。

火遊び**禁止！**

火遊びによる火災は後を絶ちません。学校や家庭で、子供たちに火遊びをしないこと、花火をするときには大人と一緒に消火の準備をしてから行うことなどを日頃から教えておくようにしましょう。